

平成 29 年 10 月 6 日
丸三証券株式会社

NISA の「非課税上場株式等管理に関する約款」等の変更について

平成 30 年 1 月より開始される「つみたて NISA」制度および平成 29 年度税制改正に伴い、平成 29 年 10 月 10 日付で「非課税上場株式等管理に関する約款」および「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」を変更いたします。

詳細につきましては、下記の新旧対照表をご確認くださいようお願い申し上げます。

●非課税上場株式等管理に関する約款

(変更後：非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款)

下線部分変更

変更前	変更後
非課税上場株式等管理に関する約款	非課税上場株式等管理 <u>及び非課税累積投資</u> に関する約款
(約款の趣旨)	(約款の趣旨)
第 1 条 この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、丸三証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。	第 1 条 この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、丸三証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号及び第 4 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
2 (省略)	2 (現行どおり)
(非課税口座開設届出書等の提出等)	(非課税口座開設届出書等の提出等)
第 2 条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の	第 2 条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の

変更前	変更後
特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項及び第 20 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等（住民票の写し等については、平成 29 年 9 月 30 日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限ります。）、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限ります。）又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分	特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項及び第 20 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等（住民票の写し等については、平成 29 年 9 月 30 日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限ります。）、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限ります。）又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」）を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止

変更前	変更後
の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。 なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。	通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。 なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。
2～3 （省略）	2～3 （現行どおり）
4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 5 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。	4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
①1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき	①1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき
②10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき	②10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 14 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受領することができません。	5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 14 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変

変更前	変更後
6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 4 号に規定する「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」を交付します。 7 (省略) (非課税管理勘定の設定) 第 3 条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの<u>各年</u>に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(<u>設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の 1 月 1 日前</u>に提供があった場合には、同日)において設け	更届出書を受理することができません。 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は<u>累積投資勘定</u>が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定<u>又は累積投資勘定</u>を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する「<u>勘定廃止通知書</u>」を交付します。 7 (現行どおり) (非課税管理勘定の設定) 第 3 条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する<u>上場株式等</u>をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの<u>各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)</u>に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」に記載された<u>非課税管理勘定の勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(<u>非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前</u>に提供があった場合には、同日)において設けられます。

変更前	変更後
られます。 (新設) (非課税管理勘定における処理) 第 4 条 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。 (新設)	(累積投資勘定の設定) <u>第 3 条の 2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 30 年から平成 49 年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)</u>は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。 <u>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</u> (非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理) 第 4 条 <u>非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。</u> <u>2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は</u>

変更前	変更後
(<u>非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲</u>) 第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに<u>限ります。</u>）のみを受け入れます。 ①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「<u>受入期間</u>」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、<u>ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。</u>）の合計額が <u>120万円</u>を超えないもの イ <u>受入期間内</u>に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得を	<u>保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</u> (<u>非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</u>) 第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに<u>限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。</u>）のみを受け入れます。 ①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「<u>受入期間</u>」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、<u>ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。</u>）の合計額が <u>120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）</u>を超えないもの イ <u>非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に</u>当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3

変更前	変更後
した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの ロ 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。) から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等 (新設) ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項に規定する上場株式等 (新設)	項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。) により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの ロ <u>他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。) から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 9 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</u> <u>②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項により読み替えて準用する同条第 9 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</u> <u>③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等</u> <u>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</u> <u>第 5 条の 2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投</u>

変更前	変更後
(譲渡の方法) 第 6 条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 3 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (新設)	<u>資信託約款に類する書類) において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。) のみを受け入れます。</u> <u>①第 3 条の 2 第 2 項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が 40 万円を超えないもの</u> <u>②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する同条第 11 項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する上場株式等</u> (譲渡の方法) 第 6 条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 <u>2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に</u>

変更前	変更後
(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第 7 条 <u>非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。)</u>があった場合(第 5 条第 2 号により取得する上場株式等で<u>非課税口座</u>に受け入れなかったものであって、<u>非課税口座</u>に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (新設)	<u>規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u> (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第 7 条 <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号ロ及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)</u>があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で<u>非課税管理勘定</u>に受け入れなかったものであって、<u>非課税管理勘定</u>に受け入れた後直ちに当該<u>非課税管理勘定</u>が設けられた<u>非課税口座</u>から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る<u>非課税口座内上場株式等であった上場株式等</u>を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 2 <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行</u>

変更前	変更後
(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第 8 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。) 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の<u>いずれか</u>により取扱うものとします。 ①<u>第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管</u>	<u>令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)</u>があった場合(同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (非課税管理勘定終了時の取扱い) 第 8 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。) 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の<u>各号</u>に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ①<u>お客様から当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出</u>

変更前	変更後
<u>先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して 120 万円を超えないものに限ります。)</u> ②<u>非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。)</u>への移管(特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。) (新設) (新設) <u>(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)</u> 第 9 条 当社は、第 5 条第 1 号ロ及び前条第 2 項第 1 号に基づく移管は、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 9 項第 1 号又は第 2 号に定めるところにより行います。</u>	<u>があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u> ②お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 25 号イに規定する書類の提出があった場合特定口座への移管 ③前各号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座への移管</u> <u>(累積投資勘定終了時の取扱い)</u> 第 8 条の 2 <u>本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします(第 2 条第 6 項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</u> 2 <u>前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u> ①お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 25 号イに規定する書類の提出があった場合特定口座への移管 ②前号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座への移管</u> (削除)

変更前	変更後
(新設)	<u>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</u> <u>第 9 条 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。</u> <u>①当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 9 項第 1 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</u> <u>②当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</u> <u>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の</u>

変更前	変更後
(新設) (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法) 第 10 条 お客様が非課税管理勘定において振	氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 <u>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</u> 第 10 条 お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 2 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が定める日までに、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付しない場合があります。この場合、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項の規定を適用します。 3 平成 36 年 1 月 1 日以後、お客様が当社に開設した非課税口座（当該口座に平成 35 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法) 第 11 条 お客様が非課税管理勘定又は累積投

変更前	変更後
替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場 REIT（不動産投資信託）及び上場 JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受領方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。 （非課税口座取引である旨の明示） 第 11 条 （省略） （契約の解除） 第 12 条 （省略） （合意管轄） 第 13 条 （省略） （約款の変更） 第 14 条 （省略）	<u>資勘定</u>において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場 REIT（不動産投資信託）及び上場 JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受領方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。 （非課税口座取引である旨の明示） 第 12 条 （現行どおり） （契約の解除） 第 13 条 （現行どおり） （合意管轄） 第 14 条 （現行どおり） （約款の変更） 第 15 条 （現行どおり） （平成 29 年 10 月 10 日改正）

●未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

下線部分変更

変更前	変更後
（未成年者口座開設届出書等の提出） 第 2 条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及	（未成年者口座開設届出書等の提出） 第 2 条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及

変更前	変更後
び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 13 項</u>の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。 2～5 （省略）	び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 20 項</u>の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。 2～5 （現行どおり）
（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定） 第 3 条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に掲げるものをいいます。この約款の第 15 条から第 17 条、第 19 条及び第 25 条第 1 項を除き、	（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定） 第 3 条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項<u>第 1 号</u>に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 15 条から第 17 条、第 19 条及び第 25 条第 1

変更前	変更後
以下同じ。) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、平成 28 年から平成 35 年までの各年 (お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。) の 1 月 1 日に設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日 (設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日) において設けられます。 3 (省略) (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第 5 条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。) のみを受け入れます。 ①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間 (以下、「受入期間」といいます。) に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、<u>当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から</u>の移管	項を除き、以下同じ。) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、平成 28 年から平成 35 年までの各年 (お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。) の 1 月 1 日に設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日 (<u>非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日</u>) において設けられます。 3 (現行どおり) (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第 5 条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。) のみを受け入れます。 ①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間 (以下、「受入期間」といいます。) に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、<u>□の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係</u>

変更前	変更後
により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が<u>80万円</u>を超えないもの イ (省略) ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる<u>上場株式等</u> (新設) ②租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等 2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管が	る払出し時の金額をいいます。)の合計額が<u>80万円</u> (②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの イ (現行どおり) ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる<u>上場株式等</u> (②に掲げるものを除きます。) ②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日 (以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等 2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管が

変更前	変更後
される<u>上場株式等</u>で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が <u>80 万円</u>を超えないもの (新設) ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 10 項</u>各号に規定する上場株式等 (譲渡の方法) 第 6 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限りします。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項<u>第 3 号</u>又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。	される<u>上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</u>で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が <u>80 万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）</u>を超えないもの ②<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項</u>により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等 ③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 11 項</u>各号に規定する上場株式等 (譲渡の方法) 第 6 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して<u>譲渡</u>する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限りします。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項<u>第 4 号</u>又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

変更前	変更後
(課税未成年者口座等への移管) 第 7 条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ①非課税管理勘定が設けられた日の属する<u>年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下、「5 年経過日」といいます。）</u>において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第 5 条第 1 項第 1 号ロ又は同条第 2 項第 1 号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客様が 18 歳未満である場合 当該 5 年経過日の翌日に行う<u>未成年口座</u>と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ （省略） ② （省略） （新設） (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) 第 8 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に	(課税未成年者口座等への移管) 第 7 条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ①非課税管理勘定に係る <u>5 年経過日</u>において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第 5 条第 1 項第 1 号ロ若しくは<u>第 2 号</u>又は同条第 2 項第 1 号若しくは<u>第 2 号</u>の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客様が 18 歳未満である場合 当該 5 年経過日の翌日に行う<u>未成年者口座</u>と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ （現行どおり） ② （現行どおり） <u>2 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1 号ロ及び第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</u> ①お客様が当社に特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 26 号イに規定する書類の提出があった場合 <u>特定口座への移管</u> ②前号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座への移管</u> (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) 第 8 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に

変更前	変更後
記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日まで、次に定める取扱いとなります。 ① （省略） ②当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 17 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限りします。）又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号、<u>第 2 号、第 5 号及び第 6 号</u>に規定する事由による譲渡 ロ～ホ （省略） ③ （省略）	記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日まで、次に定める取扱いとなります。 ① （現行どおり） ②当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 17 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限りします。）又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、<u>第 6 号又は第 7 号</u>に規定する事由による譲渡 ロ～ホ （現行どおり） ③ （現行どおり）
（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） 第 11 条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）</u>以外の口座（<u>同法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。</u>）への移管に係るものに限りします。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となる	（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） 第 11 条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>特定口座</u>以外の口座（<u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。</u>）への移管に係るものに限りします。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

変更前	変更後
べき事項を通知いたします。 (出国時の取扱い) 第 12 条 (省略) 2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>当該未成年者口座</u>に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 3 (省略) (譲渡の方法) 第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 3 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。 (課税管理勘定の金銭等の管理) 第 17 条 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取	(出国時の取扱い) 第 12 条 (現行どおり) 2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>お客様の未成年者口座</u>に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 3 (現行どおり) (譲渡の方法) 第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。 (課税管理勘定の金銭等の管理) 第 17 条 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取

変更前	変更後
扱いとなります。 ① (省略) ②当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号、<u>第 2 号、第 5 号又は第 6 号</u>に規定する事由による譲渡 ロ～ホ (省略) ③ (省略) (重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合) 第 19 条 お客様の基準年の 1 月 1 日において、当社に重複して開設されている<u>当該課税未成年者口座</u>以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。<u>以下この条において同じ。</u>)を廃止いたします。 2 前項の場合において、廃止される<u>課税未成年者口座</u>に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている<u>当該課税未成年者口座</u>以外の特定口座に移管します。 (非課税口座のみなし開設) 第 27 条 (省略) 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5	扱いとなります。 ① (現行どおり) ②当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、<u>第 6 号又は第 7 号</u>に規定する事由による譲渡 ロ～ホ (現行どおり) ③ (現行どおり) (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合) 第 19 条 お客様が課税未成年者口座を構成する<u>特定口座</u>を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当社に重複して開設されている<u>当該課税未成年者口座</u>を構成する<u>特定口座</u>以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する<u>特定口座</u>を廃止いたします。 2 前項の場合において、廃止される<u>特定口座</u>に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該<u>特定口座</u>以外の特定口座に移管します。 (非課税口座のみなし開設) 第 27 条 (現行どおり) 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5

変更前	変更後
項第 3 号に規定する勘定設定期間をいいます。) の記載がある非課税適用確認書 (同号に規定する非課税適用確認書をいいます。) が添付された非課税口座開設届出書 (同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。) が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約 (同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。) が締結されたものとみなします。	項第 6 号に規定する勘定設定期間をいいます。) の記載がある非課税適用確認書 (同号に規定する非課税適用確認書をいいます。) が添付された非課税口座開設届出書 (同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。) が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約 (同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。) が締結されたものとみなします。 (平成 29 年 10 月 10 日改正)

以 上